

平成29年8月9日

主任介護支援専門員の皆様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

主任介護支援専門員の資格について

このことについては、『介護支援専門員資質向上事業の実施について』の一部改正等について（平成29年5月18日付老発0518第6号厚生労働省老健局長通知）により、介護支援専門員証の有効期間は、原則として主任介護支援専門員資格（以下「主任資格」という。）の有効期間に置き換えて交付するものとされたこと等から、下記のとおり取扱いますのでお知らせします。

記

- 1 「主任介護支援専門員研修」（以下「主任研修」という。）の修了証明書（以下「主任修了証」という。）の有効期間は発行日から5年であり、主任資格を継続する場合は、「主任研修」の修了日から起算して5年を経過することに、当該経過する日までの間に、主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了する必要があること。ただし、平成26年度までに主任研修を修了した場合は、初回更新に関する経過措置があること。（別紙参照）
- 2 1の経過措置の対象者が主任資格を継続する場合は、1回目に修了した「主任更新研修」の修了日から起算して5年を経過することに、当該経過する日までの間に、「主任更新研修」を修了する必要があること。
- 3 「主任更新研修」修了者から高齢福祉課に介護支援専門員証の更新申請がされた場合、新たに交付される介護支援専門員証の有効期間満了日は、原則として主任資格の有効期間満了日に置き換えられること。ただし、置き換えを希望しない者は「特段の申し出」により、介護支援専門員証の有効期間を主任資格の有効期間に置き換えないことが可能であること。

(参考) 指定研修実施機関

- ・主任介護支援専門員研修：社会福祉法人 岐阜県福祉事業団

(窓口は岐阜県福祉総合相談センター)

TEL：058-239-8063

ホームページ：<http://www.gifu-fukushi.jp/soudan/>

- ・主任介護支援専門員更新研修：特定非営利活動法人 岐阜県居宅介護支援事業協議会

TEL：058-322-3155

ホームページ：<http://www.gifu-kyokai.jp/index.html>

(参考) 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について

岐阜県ホームページ：<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/shikaku-kenshu/11215/>

<別紙>

☆主任介護支援専門員更新研修に関する経過措置等について☆

1、平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了された方

- ・2019年3月31日（平成31年3月31日）までに主任介護支援専門員更新研修を修了してください。

2、平成24～26年度に主任介護支援専門員研修を修了された方

- ・2020年3月31日（平成32年3月31日）までに主任介護支援専門員更新研修を修了してください。

3、平成27年度以降に主任介護支援専門員研修を修了された方（経過措置無し）

- ・主任介護支援専門員研修修了日から5年を経過する日までに主任介護支援専門員更新研修を修了してください。

<イメージ>

